

議案第40号

飯能市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

飯能市印鑑条例（昭和57年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える部分は、規則で定める日から施行する。

令和5年6月2日提出

飯能市長 新井重治

飯能市印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第18条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）</u>を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第18条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u>を使用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令を
このに公布する。

御名　御璽

令和五年四月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十六号

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令」
内閣は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）」
附則第一条第七号の規定に基づき、この政令を制定する。
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「法」という。）附則第一条第七号に掲げる規定のうち次の各号に掲げる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とする。
一 法第四十八条（電子署名等による地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）及び附則第一十九条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）の規定　令和五年五月八日
二 法第二十七条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）及び第四十九条並びに附則第十五条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十九条及び第四十三条の規定　令和五年五月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

第三十七条第一項中「利用者証明用電子証明書失効情報を」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報を」及び第三十五条の十から第三十五条の十三までの規定による保存期間が経過しない移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報を」に改め、同条第二項中「利用者証明用電子証明書失効情報を」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報を」に改め、同条第六号中「[第十八条第五項]」を「[前二項]」を「[前三項]」に、「又は保存期間」を「保存期間」に改め、「利用者証明用電子証明書失効情報を」の下に「又は対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」を加え、同項第一号中「[第五十三条第一項]」の下に「若しくは第二項」を加え、同項第六号中「[第十八条第六項]」を「[第十八条第五項]」に改め、「特定署名用電子証明書記録情報」の下に「[対応署名用電子証明書の発行の番号]」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 機構は、利用者証明検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号

二 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号

第三十八条第一項中「[第三十四条第一項]」の下に「又は[第三十五条の十四第一項]」を加える。

第三十八条の二第一項中「[受け取った]」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた」を加え、同条第六項第五号中「[第五十三条第二項]」を「[第五十三条第三項]」に改める。

第二章第二節第二款を同節第三款とし、同節第一款の次に次の二款を加える。

第二款 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行）

第三十五条の二 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者（当該利用者証明利用者が署名利用者である場合に限る。）は、機械に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書であつて、移動端末設備に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は（以下この条において「申請者」という。）は、機械に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合には、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による通知を受けた機械は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を機械に通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた機械は、総務省令で定めるところにより、機械が電子署名を行つた当該申請に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

8 第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理）

第三十五条の三 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとする。

第三十五条の四 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が第三十五条の十四第一項の規定により、当該利用者証明利用者の移動端末設備用利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間）

第三十五条の五 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書が第三十五条の十四第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止）

第三十五条の六 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録事項

1 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

2 移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者検証符号に關する事項で主務省令で定めるもの

3 その他主務省令で定める事項

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行記録の記録）

第三十五条の七 機械は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書（当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に記録したとおりの事項を含む）及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二 第十六条の二第二項、第三項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第八項中「事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書」とあるのは「事項」と、「申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機」とあるのは「届出者の使用に係る電子計算機」と「相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備」とあるのは「相手方である機構の使用に係る電子計算機」と読み替えるものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の記録)

第十六条の十 第十六条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、第十六条の八第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

第十六条の十一 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ(以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等」という。)があることを知つたときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があつた移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第十六条の十二 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号(機構が当該移動端末設備用署名用電子証明書について電子署名を行つたために用いた符号をいふ。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと(以下この条において「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。)を知つたときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行つた移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書の漏えい等」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書の漏えい等に係る情報の記録)

第十六条の十三 機構は、第十五条第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の失効)

第十六条の十四 移動端末設備用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第十六条の十の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録を記録したとき。

二 機構が第十六条の十一の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録を記録したとき。

三 機構が第十六条の十二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。

五 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があつた移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用署名用電子証明書に移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の失効に係る情報を、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第十六条の十五 機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている移動端末設備用署名用電子証明書失効情報、第十六条の十一の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報、第十六条の十二の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書失効情報(第十六条の十の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報、第十六条の十一の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書失効情報等)、第十六条の十二の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書の失効に係る情報及び第十六条の十三の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報をいふ。以下同じ。)の集合物であつて、それらの移動端末設備用署名用電子証明書失効情報を電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)をいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二章第二節第一款の款名を次のように改める。

第一款 個人番号カード用利用者証明用電子証明書

第二十二条の見出しを「(個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行)」に改め、同条第一項中「の発行」を「であつて、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を削り、同条第四項中「当該申請者の」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え「その他の主務省令で定める電磁的記録媒体」を削り、同条第五項中「及び」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第六項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第七項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第八項中「及び」の下に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第五十一条第一項中「第十九条第二項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、同条第四項中「第二十一条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「受領した回答を」を「第二十条第一項の規定により受けた回答を」に、「受領した回答の」を「当該回答の」に改め、同条に次の二項を加える。

電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を削り、同条第五項中「及び」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、同条第六項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第七項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第八項中「電磁的記録媒体」を「個人番号カード」に改め、同条第八項中「及び」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

報を利用するものとし、これらの規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

6
団体署名検証者は第二十条第五項の規定により特定署名用電子証明書記録情報の提供を行ふため必要な範囲内で、第十八条第三項の規定により提供を受けた特定署名用電子証明書記録情報

を利用するものとし、当該特定署名用電子証明書記録情報の全部又は一部を当該提供以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第五十四条第二項及び第五十六条第一項中「受領した回答」を「受領した回答等」に改める。
第六十七条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十八条第三項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る事務第六十七条第一項第四号中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

第七十二条の二を第七十二条の三とし、第七十二条の次に次の二条を加える。

第七十一条の二 第三条第三項（第九条第一項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに
第四項、第五項（第九条第一項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに

に第二十二条第三項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項

七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十九条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部を次の
よう改正する。

卷之三

日本国第一審裁判所名用電子証明書（第三条第一項）を「第二款 移動端末設備用署名用電子証明書（第三条第一項）」に、「第二款 署名検証者等」を「第三款 署名検証者等」に、「第一款 利用者証明用電子証明書（第二十二条第一項）」を「第一款 個人番号カード用電子証明書（第二十二条第一項）」に、「第一款 移動端末設備用署名用電子証明書（第三十五条第一項）」を「第二款 利用者証明用電子証明書（第二十二条第一項）」に、「第二款 利用者証明用電子証明書（第三十五条第一項）」に、「第一款 利用者証明検証者」を「第三款 利用者証明検証者」に改める。

第二章第一節第一款の款名を次のように改める。

第一款 個人番号カード用署名用電子証明書

第三条の見出しを「個人番号カード用署名用電子証明書の発行」に改め、同条第一項中の「の発行」

を
であつて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に關する法律）

する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同。

じ。)に記録するもの(以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。)の発行に改め、同条

第一項中「住所とする」の下に「以下同じ」を加え、同条第四項中「当該申請者」の下に「

人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十一条第四項及び第三十八条の二第一項において同じ。)その他の主務省令で定める

に改め 同条に次の二項を加える

個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る第十六条の二第一項に規定する移動端末設備から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができる。この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の同条第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該届出に電子署名を行わなければならない。



デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和3年五月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

(抜粋)

法律第三十七号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法 (明治二十九年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

第四百八十六条の見出し中「交付請求」を「交付請求等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 弁済をする者は、前項の受取證書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。

第九百八十四条に後段として次のように加える。

この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかるらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。

(抵当証券法の一部改正)

第二条 抵当証券法 (昭和六年法律第十五号) の一部を次のように改正する。

第四条中「記載シ申請人之二記名捺印スル」を「記載スル」に改める。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第三条 死産の届出に関する規程 (昭和二十一年厚生省令第四十二号) の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「署名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項及び第六条中「記名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第一項中「署名し印をおした」を「署名した」に改める。

第二百六十条の十八第三項中「前二項」を「前一項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。) により表決をすることができる。

(農業協同組合法の一部改正)

第五条 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第二百三十二号) の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四に次の二項を加える。

前項の組合員は、定款で定めるところにより、同項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。